

令和4年第6回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年3月23日(水) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

照井 睦子

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 齋藤 昌彦

総務課長 高橋 博信

学校教育課長 高橋 秀和

文化財課長 小田嶋 知世

学校給食センター所長 菊池 恵理子

中央図書館長 児玉 康宏

博物館長 杉本 良

鬼の館館長 小田嶋 孝

(2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長 及川 勝彦

スポーツ推進課長 小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長 高橋 昌弘

子育て支援課長 小原 昌江

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案3件が原案のとおり可決された。

議案第6号 北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則の一部を改正する規則について

議案第7号 北上市市長部局代決専決規程及び北上市長の権限に属する事務の補助執行規程の一部を改正する訓令について

議案第8号 北上市指定無形民俗文化財の指定について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和4年第6回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

教育長

(「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第6号「北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第6号北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則の一部を改正する規則について、提案の理

由を申し上げます。

北上市では、子育て又は介護等による職員の心身の負担を軽減することにより、公務遂行と職員の仕事と家庭生活の両立を支援し、もって公務能率の一層の向上及び職員満足度の向上を図ることとしております。

今回、提案しております規則も同様の目的から、職員の個人的な事情による勤務時間の割り振りについて定めようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします。

教育長

ただいま提案されました議案第6号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

対象職員は、中学3年生までの子の養育を行う職員、要介護者の介護を行う職員、重度心身障がい者の介護を行う職員となっております。

対象外の職員としては、保育園、幼稚園、こども療育センター、小・中学校、学校給食センター及び図書館に勤務する職員となりますが、こちらの職員は、所属長や校長が勤務シフトを定めることとなっている職場となっております。

勤務時間の割り振りの具体的な内容としては、時差通勤が可能となるものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

佐藤和美委員

仕事と家庭の調和として非常に重要な内容と捉えておりますが、設定できる期間の上限や下限は、どのような整理となっておりますか。

総務課長

それぞれの事由に応じて対応することとなり、期間の上限等が定まっているものではございません。

各種休暇とは別に毎日の勤務時間を前後させ、時差通勤が可能となるものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議
ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり
可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第7号「北上市市長部局代決専決規程及び北上市長
の権限に属する事務の補助執行規程の一部を改正する訓令につい
て」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務
課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第7号北上市教育委員会代決専
決規程及び北上市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程
の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

市長部局と当委員会における各種団体の行事に係る後援の取り
扱いを整理することに伴い、専決事項等、所要の改正をしようと
するものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い
いたします。

教育長

ただいま提案されました議案第7号について、ご質問等があり
ましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

改正内容の1点目は、教育委員会は各種団体の後援について
は、教育部長の専決事項とするものとなります。

また、2点目は、市長部局の所掌事項に関しては、市長部局に

教育委員会に対する後援申請を補助執行させるものとなります。

この改正により、市及び教育委員会の後援を希望する申請者がワンストップで後援の決定を受けられるものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

照井渉委員 分かりやすい1例は、ございますか。

総務課長 例えば、健康イベントを開催する際に、これまでは、市長に対する後援申請先と教育委員会に対する後援申請先が、健康づくり課と教育部総務課のそれぞれとなっておりましたが、この改正により、どちらの申請も健康づくり課1つの窓口での手続きとすることが出来るものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長 次に、議案第8号「北上市指定無形民俗文化財の指定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長

文化財課長 ただいま上程になりました議案第8号北上市指定無形民俗文化財の指定について、提案理由を申し上げます。

今回指定しよういたします無形民俗文化財は「成田神楽」、
「築館大乘神楽」の民俗芸能2件であります。

以下、提案理由を申し上げます。

成田神楽は、文政年間に岳神楽の流れを汲む石鳥谷八幡神楽から教えを受け、現在は式舞を中心に十数演目を伝承しています。岳神楽系の舞の型を伝承しつつ三陸地方の神楽にみられる道具立てや北上地方の大乗神楽の影響を受けたとみられる権現頭を使用するなど、様々な影響を受けて現在の形態になったことが伺えます。

築館大乗神楽は、大乗神楽の特徴的な所作のほか最高位の祈禱舞である榊舞を習得し、現在15演目を伝承しています。およそ50年前に公共工事による集落の分割と移転を経験し、新たな伝承母体において活動を活発化させており、火防祭での祈禱や例大祭での奉納など、地域の暮らしに欠くことのできない存在となりました。

いずれも北上市の地域的特色を示す民俗芸能として貴重であることから、北上市指定無形民俗文化財に指定し、並びに伝承している団体を保持団体として認定し、保存しようとするものです。

今回指定することにより、北上市指定の無形民俗文化財は31件に、北上市指定文化財の総数は119件になります。

この件につきましては、去る3月17日に開催いたしました令和3年度第1回北上市文化財保護審議会に諮問し、指定し保存すべきものとの答申をいただいております。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第8号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長

指定基準については、市文化財保護条例に3点が規定されており、1点目は芸能の発生又は成立を示すもの、2点目として芸能の変遷過程を示すもの、3点目として地域的特色を示すもの、このいずれかに該当することが条件となっております。

また、これに加え、審議会においては、更に3点を審査基準としており、1点目は現在も活動を継続している団体であること、2点目は概ね50年以上の活動履歴がある団体、3点目は発足経緯や活動履歴の資料が保存されている団体となります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議
ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり
可決することに決定いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時25分)